

令和6年度
徳島県M & A促進奨励金募集要項

徳島県 経済産業部 経済産業政策課

目 次

I	本事業の概要	
I-1	目 的	1
I-2	奨励金交付対象者	1
I-3	交付対象事業	2
I-4	交付対象期間	2
I-5	交付金額及び要件等	2
II	本事業の申請手続	
II-1	申請受付期間	3
II-2	申請方法	3
II-3	交付申請手続	3
II-4	交付決定及び額の確定	3
II-5	奨励金の交付	4
II-6	交付対象事業者の義務	4
II-7	交付対象事業の流れ	4
III	その他	
III-1	適正な執行	5
III-2	問合せ先	5

I 本事業の概要

I-1 目的

後継者不足に伴う休廃業の増加により、県内の有用な経営資源の散逸を防ぐことを目的に、後継者不在企業のM&Aによる事業承継を推進するため、譲渡希望事業者の掘り起こしやM&Aプラットフォームへの登録からマッチングを支援した士業等専門家及び譲渡希望事業者に対し、予算の範囲内においてM&A促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものである。

I-2 奨励金交付対象者

本事業の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる自社の譲渡を希望する中小企業者（以下「譲渡希望事業者」という。）及び士業等専門家とする。

【譲渡希望事業者】

次の各号を全て満たし、徳島県内に本社を有する事業者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であること。ただし、「みなし大企業」は除く。

業種	中小企業者		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常用使用する従業員数	常用使用する従業員数
①製造業，建設業，運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下

- (2) 徳島県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 民事再生法又は会社更生法による申立てを行うなどの、事業の継続性について不確実な状況が存在していないこと。
- (4) 個人事業者にあつては、事業主が破産手続開始決定を受けて復権を経していない者でないこと。
- (5) 申請時点において譲渡希望事業者の代表者の年齢が満60歳以上であること。
- (6) 個人事業主は青色申告者であること。
- (7) 休眠会社ではないこと。
- (8) 後継者不在等の理由により、徳島県事業承継・引継ぎ支援センター又はM&Aプラットフォームを活用して、自社を譲渡する意思があること。
- (9) 徳島県事業承継・引継ぎ支援センター及びM&Aプラットフォームに譲渡案件として登録の上、公開日から1年以上買い手企業を募集する意思があること。
- (10) その他、県が適切ではないと判断する者ではないこと。

【士業等専門家】

次の(1)～(3)を全て満たし、各奨励金区分の下記の要件等を満たすものとする。

- (1) 徳島県内に事業所を有すること。
- (2) 徳島県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 認定経営革新等支援機関であること。
(案件登録奨励金)
- (4) 譲渡希望事業者の承諾を受け、当該企業を、M&Aプラットフォームに譲渡案件として登

録の支援を行った者であること。

(案件マッチング奨励金)

- (4) 案件登録奨励金を受給した譲渡希望事業者と譲受け企業がマッチングに至った場合に、その支援を行った者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、奨励金の交付の対象とならないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
(2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
(4) その他知事が不相当と認める者

I-3 交付対象事業

本事業の交付対象となる事業は、令和6年7月16日（火）から令和7年2月14日（金）までの間に実施する取組を対象とする。

「本募集要項」のほか、「徳島県M&A促進奨励金交付要綱」を熟読の上、取り組むこと。

I-4 交付対象期間

本事業の交付対象となる期間（交付対象期間）は、令和6年7月16日（火）から令和7年2月14日（金）までとする。

※上記期限までの間で、交付決定及び額の確定の日から30日を経過した日又は令和7年2月28日までのいずれか早い日までに、請求書（様式第4号）に交付決定書の写しを添えてを提出しなければならない。

I-5 交付金額及び要件等

交付金額及び要件等は、次の表の通りとする。

奨励金区分	交付金額	交付要件	交付対象者
案件登録奨励金	5万円	①譲渡希望事業者の承諾を受け、当該企業を、令和6年7月16日以降、「Batonz」、「M&Aサクシード」、「TRANBI」のうち2つ以上に、譲渡案件として登録したもの※	士業等専門家 及び 譲渡希望事業者
		②譲渡希望事業者の承諾を受け、当該企業を令和6年7月16日以降、「relay」に登録したもの※	
	10万円	上記交付要件①及び②をともに満たしたもの	
案件マッチング奨励金	20万円	案件登録奨励金を受給した譲渡希望事業者と譲受け企業が、令和6年7月16日以降、「最終契約」を締結し、その支援を行ったもの	士業等専門家

※譲渡希望事業者は、徳島県事業承継・引継ぎ支援センターに譲渡案件として登録済であること。

II 本事業の申請手続

Ⅱ－１ 申請受付期間

令和6年7月16日（火）から令和7年2月14日（金）まで。予算の上限に達し次第、受付を終了とさせていただきます。

Ⅱ－２ 申請方法

- (1) 申請は、郵送（締切日必着）又は持参により必要書類を提出すること。
- (2) 申請に必要な書類一式を作成した上、関係書類を添付して、下記まで提出すること。
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁5階
徳島県 経済産業部 経済産業政策課 団体・振興担当
電話番号 088-621-2757 ファクシミリ 088-621-2897
メールアドレス keizaisangyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp
- (3) 郵送の場合は、書留などの配達記録が残る郵便、又は信書便により送付すること。

Ⅱ－３ 交付申請手続

申請書類の様式は、徳島県ホームページからダウンロードすること。

- (1) 案件登録奨励金の申請書類
 - ・徳島県M&A促進奨励金交付申請書兼実績報告書
（様式第1号その1（土業等専門家用）または様式第1号その2（譲渡希望事業者用））
 - ・M&A促進奨励金に係る証明書（様式第2号）※
 - ・M&Aプラットフォームに登録したことがわかる書類（掲載画面等）の写し
 - ・認定経営革新等支援機関であることがわかる書類（申請時に認定有効期限内であること。）
 - ・譲渡希望事業者の代表者の生年月日がわかる公的書類の写し（自動車運転免許証等）
 - ・譲渡希望事業者の直近1期分の決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し（個人事業主の場合は確定申告書及び所得税青色申告決算書の写し）
 - ・譲渡希望事業者の履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は住民票）※
（申込日から3ヶ月以内に発行されるものに限る。）
 - ・振込先の支店名・口座番号等のわかる書類（通帳の写し等）
 - ・その他、必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合がある。
- ※印の添付書類につきましては、様式第1号その1と様式第1号その2を同時に提出する場合は、様式第1号その2に当該書類の写しを添付すること。
- (2) 案件マッチング奨励金の申請書類
 - ・徳島県M&A促進奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第1号その3）
 - ・案件登録奨励金の交付を受けたことがわかる書類（譲渡希望事業者の交付決定通知）の写し
 - ・認定経営革新等支援機関であることがわかる書類（申請時に認定有効期限内であること。）
 - ・マッチングが完了したことがわかる書類（最終契約書等）の写し
 - ・振込先の支店名・口座番号等のわかる書類（通帳の写し等）
 - (3) 留意事項
 - ・提出された書類は本事業の交付決定に係る審査に利用する。また、提出された書類は返却しない。

Ⅱ－４ 交付決定及び額の確定

- (1) 交付決定及び額の確定
 - ・申請者からの提出書類をもとに審査を行い、予算の範囲内で交付を決定し、交付すべき額を確定する。
 - ・審査に当たり、必要に応じて事前に事務局職員等がヒアリングを実施する。

(2) 留意事項

- ・ 交付決定及び交付すべき額が確定された場合であっても、予算の都合等により希望金額から減額する場合がある。
- ・ 審査の結果については、申請者全員に対して通知する。なお、審査結果の内容についての問合せには応じない。

Ⅱ－５ 奨励金の交付

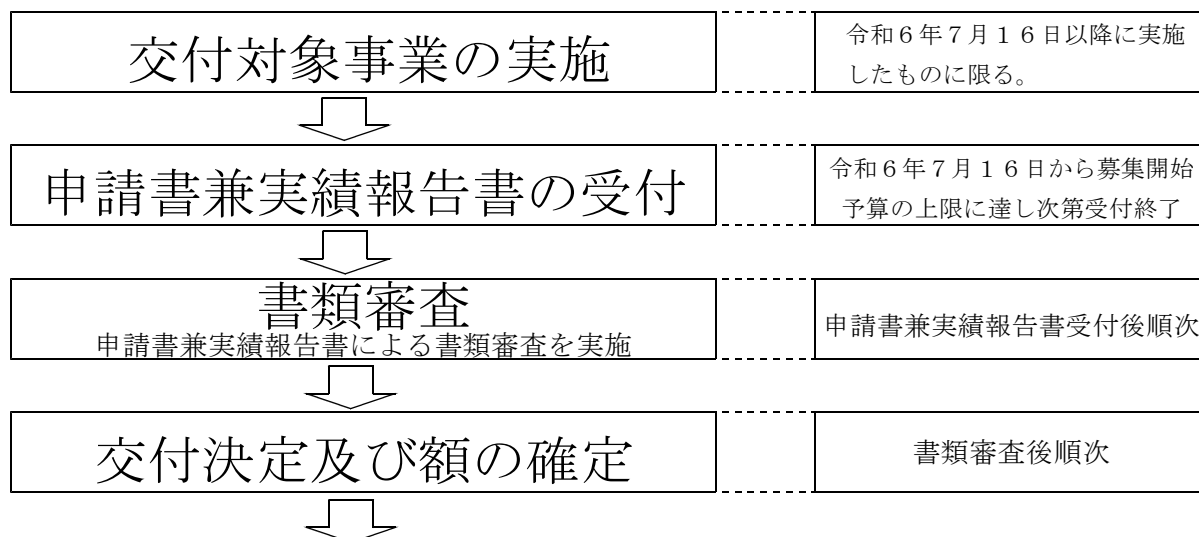
- (1) 奨励金の支払については、徳島県M&A促進奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）の提出を受け、徳島県が内容の審査を行い、奨励金額の交付決定及び額の確定をした後に支払うものとする。
- (2) 交付対象事業者は、奨励金の額が確定し、奨励金の支払いを受けようとするときは、請求書（様式第4号）に交付決定書の写しを添えて知事に提出しなければならない。
- (3) 奨励金は、精算払いにより交付する。

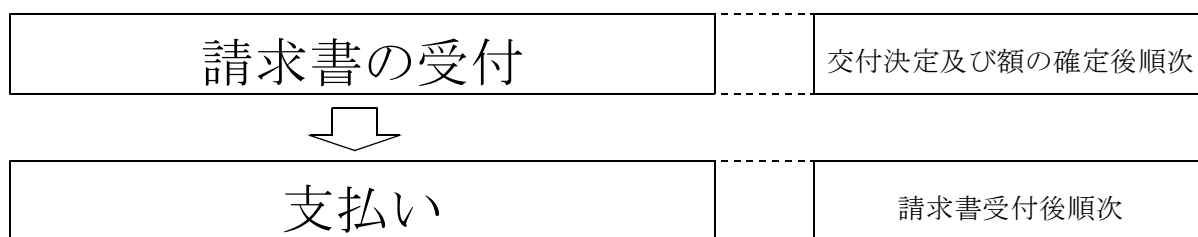
Ⅱ－６ 交付対象事業者の義務

本事業の交付決定及び額の確定を受けた事業者は、次に掲げるすべての条件を守らなければならない。

- (1) 交付対象事業の請求について
 - ・ 交付決定及び額の確定通知を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日、又は奨励金の交付の決定のあった年度の2月末日のいずれか早い日までに請求書（様式第4号）を提出しなければならない。
 - ・ 自然災害その他の譲渡希望事業者の責に帰すべき事由によらない場合を除き、M&Aプラットフォームに登録後、公開日から1年以内に、買い手募集を中止しないこと。
 - ・ 交付対象事業者（案件登録奨励金の交付決定を受けた者に限る。）は、案件マッチング奨励金を申請した場合を除き、M&Aプラットフォームに登録した譲渡希望事業者が公開日から1年以内に買い手募集を中止する場合には、状況報告書（様式第3号）により、知事に報告しなければならない。
- (2) 書類の保管等
 - ・ 交付対象事業者は、当該交付対象事業に係る証拠書類を整理し、当該証拠書類を交付対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しておかななければならない。

Ⅱ－７ 交付対象事業の流れ





※上記の流れは、申請状況等により変更になる場合があります。

Ⅲ その他

Ⅲ－１ 適正な執行

(1) 適正な執行のお願い

- ・本事業は、県の税金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められるため、本事業に係る不正行為に対し厳正に対処する。奨励金の申請は、当募集要項及び交付要綱等を熟読し内容を十分に理解の上、事業を行うこと。
- ・その他本奨励金に関することは、本県ホームページ上で随時公表するものとする。

Ⅲ－２ 問合せ先

徳島県 経済産業部 経済産業政策課 団体・振興担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁5階

電話番号 088-621-2757 ファクシミリ 088-621-2897

メールアドレス keizaisangyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp